

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	機器共用期間中検査時、非常用復水器（A）凝縮水出口配管ラグ（配管支持台）取付溶接部（1箇所）の浸透探傷検査において、判定基準を超える円形浸透指示模様が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	廃棄物処理建屋2階ホイスト運転時、過負荷事象が認められたため、当該ホイスト設備を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンク油面高/低警報試験において、油レベル警報の許容値外れが認められたため、当該警報設定値の点検・調整	D	
4	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-07）アキュムレータ水側Uシールドレン弁の弁ストッパーの破損が認められたため、当該ストッパーを点検・修理	D	
5	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-39, 22-23, 46-39）アキュムレータ水側Uシールドレン配管のホースにおいて、亀裂が認められたため、当該ホースを交換	D	
6	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-31）アキュムレータブロー時、ドレンラインの継手部において、リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	取替燃料搬入検査作業使用物品の搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
8	4号機	所内用空気系の作業用空気元弁において、シートパス（1箇所）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	出力調整による制御棒操作時において、局部出力領域モニタ（36-13D）下限警報の発生が認められたため、対応検討	D	
10	4号機	出力調整による制御棒操作時において、制御棒（10-43, 42-43）の1ノッチ挿入時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、対応検討	C	
11	4号機	気体廃棄物処理系排ガス抽出器（B）の所内用空気系配管フランジ部において、エアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービンオイルタンク（B）油フィルタ（A）の上蓋留めナット部において、油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	高圧復水ポンプ（A）用電動機反カップリング側の潤滑油入口配管フランジ部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	タービン補機冷却系サージタンクのレベルスイッチ（レベル低信号用）において、動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
15	5号機	油ドレン処理設備油水分離装置給水ポンプ（B）の運転時、グラウンド部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（B）加熱蒸気止め弁及び加熱蒸気入口弁のグラウンド部において、漏えい痕及び錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）加熱蒸気止め弁及び加熱蒸気入口弁のグラウンド部において、漏えい痕及び錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（C）加熱蒸気止め弁及び加熱蒸気入口弁のグラウンド部において、漏えい痕及び錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	放射性廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク加熱用加熱蒸気系及び配管の一部の保温材において、破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	屋外ストームドレンサンブルタンク（B）攪はん弁において、ボンネットのフランジ部よりにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	廃棄物処理系洗浄廃液収集タンクの水位制御用リレー（B）の接断差において、設定値外れが認められたため、当該計器を修理	D	
22	6号機	燃料交換機用空気圧縮機運転時、オートドレン付属のコック弁よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	C	11月26日再審議にてグレード変更 D → C
23	集中環境施設	補助ボイラー（C）において、汽胴水位低下によるトリップが発生したため、調査及び対応検討	C	
24	集中環境施設	プロセス建屋（4階）の薬品洗浄用シャワー用元弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	その他	放射線管理用管理区域集積線量計の試験運用時、「電池電圧低」が発生し調査を実施したところ、内部の電池電圧検知回路の電子部品の破損が認められたため、当該集積線量計を修理及び対応検討	C	
26	その他	放射線管理用入域者電子式線量計基準器の定期点検（放射線照射試験）において、基準値外れが認められたため、当該基準器を点検・調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで